

令和3年10月31日執行

衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査
執行計画

令和3年10月

 東京都選挙管理委員会

令和3年10月31日に行われる衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を管理執行するため、本計画を策定する。

この選挙の執行にあたっては、公職選挙法をはじめ関係法令等で定める諸手続き及び内容を関係者に徹底し、管理執行に万全を期することとする。

なお、各区市町村選挙管理委員会におかれては、本執行計画を踏まえ、詳細についての計画を定め、適正な管理執行に努められたい。

令和3年10月14日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野 正明

目 次

I	衆議院議員選挙	1
II	最高裁判所裁判官国民審査	1 1
III	啓発事業	1 4
IV	速報体制	1 6
	別表 1	2 1
	別表 2	2 2
	別表 3	2 4
	別表 4	2 6
	参考資料	2 7

衆議院議員選挙執行一覽

衆議院（小選挙区選出）議員選挙 選挙区

I 衆議院議員選挙

第1 選挙期日

- 1 公示日 令和3年10月19日(火)
- 2 選挙期日(投票日) 令和3年10月31日(日)

第2 選挙すべき議員の数

- 1 衆議院(小選挙区選出)議員選挙
25選挙区 25人(各選挙区1人)
- 2 衆議院(比例代表選出)議員選挙
東京都選挙区 17人

(参考) 今回の選挙で選挙すべき議員の数(全国)

小選挙区選出 289人(289選挙区)

比例代表選出 176人(11選挙区)

計 465人

第3 執行要領

1 選挙の名称

- (1) 総称する場合 衆議院議員選挙
- (2) 選出別に呼称する場合 衆議院(小選挙区選出)議員選挙
衆議院(比例代表選出)議員選挙
- (3) 小選挙区別に呼称する場合 衆議院議員選挙(東京都第___区)

2 選挙長、選挙分会長及び同職務代理者

- (1) 衆議院(小選挙区選出)議員選挙
別表1「選挙長及び同職務代理者」(21頁)のとおり

(2) 衆議院（比例代表選出）議員選挙

選挙分会長 さわの まさあき 澤野 正明（東京都選挙管理委員会委員長）

同職務代理者 いがらし ただし 五十嵐 正（東京都選挙管理委員会委員長職務代理）

3 立候補受付

衆議院（小選挙区選出）議員選挙

- (1) 受付日時 令和3年10月19日（火）（公示日）
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所 別表2「候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所」（22頁）のとおり
- (3) 届出順位の決定
午前8時30分までに受付場所に到着した候補者等が2人以上いる場合は、くじにより届出順位を決定する。それ以後は受付順とする。
- (4) 立候補届出関係書類の事前審査
届出受付事務を円滑に行うため、次の期間に立候補届出関係書類の事前審査を行う。
 - ア 期間 令和3年10月12日（火）から10月15日（金）までの4日間
 - イ 時間 午前9時から午後5時まで
 - ウ 場所 東京都選挙管理委員会事務局
（新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北塔40階、以下同じ）
- (5) 候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にするその他の届出、申請等の受付場所
別表2「候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所」（22頁）のとおり
※ 収支報告書の提出及び公費負担の請求は、東京都選挙管理委員会事務局とする。
- (6) 候補者届出政党が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所
 - ア 公示日 東京都庁第一本庁舎25階北側105会議室
（新宿区西新宿二丁目8番1号、以下同じ）
 - イ 翌日以降 東京都選挙管理委員会事務局

4 選挙人名簿への登録

- (1) 基準日 令和3年10月18日(月)
ただし、年齢については令和3年10月31日(選挙期日)
現在による。
- (2) 登録日 令和3年10月18日(月)

(参考)

今回新たに登録される者

年齢 平成15年11月1日以前に出生した者

住所

- ① 令和3年7月18日までに住民基本台帳法に基づく転入の届出をし、引き続き当該区市町村に住所を有する者(新住所地で登録)
- ② 住所を移した者のうち、旧住所地の区市町村において、住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、転出日後4か月を経過しない者(旧住所地で登録)

5 候補者の選挙運動費用支出制限額

衆議院(小選挙区選出)議員選挙における候補者の選挙運動費用支出制限額は、選挙人名簿登録者数により選挙区別に算出し、公示日に告示する。

算出式 選挙人名簿登録者数×15円+1,910万円
(100円未満の端数があるときは100円とする)

根拠法令 公職選挙法第194条第1項第1号・第2項
公職選挙法施行令第127条第1項

6 表示物等の色

- (1) 衆議院(小選挙区選出)議員選挙 候補者用
文字等の色は、**青緑色**(選挙事務所用標札は黒)とする。

選挙事務所用標札	(1枚)
自動車(船舶)用表示物	(1枚)
拡声機用表示物	(1枚)
乗車(乗船)用腕章	(4枚)
個人演説会立札看板用表示物	(5枚)
街頭演説用標旗	(1枚)
街頭演説従事者用腕章	(11枚)

(2) 衆議院（小選挙区選出）議員選挙 候補者届出政党用

文字等の色は、**やまぶき色**（選挙事務所用標札は黒）とする。

- 選挙事務所用標札（候補者を届け出た選挙区ごとに1枚）
- 自動車（船舶）用表示物（候補者届出数により1～3枚）
- 拡声機用表示物（候補者届出数により1～3枚）
- 政党演説会立札看板用表示物（候補者を届け出た選挙区ごとに2枚）

7 政見放送

衆議院（小選挙区選出）議員選挙

(1) 実施放送局

候補者届出政党が政見放送を行うことができる放送局は日本放送協会（以下、NHK）のほか、次の基幹放送事業者とする。

基幹放送事業者

ア テレビジョン放送

株式会社フジテレビジョン（以下、フジテレビ）

イ ラジオ放送

株式会社ニッポン放送（以下、ニッポン放送）

株式会社TBSラジオ（以下、TBSラジオ）

株式会社文化放送（以下、文化放送）

(2) 回数等

ア テレビジョン放送

届出候補者の数	回数	
	NHK	フジテレビ
1人又は2人	1	1
3人から5人まで	2	1
6人から8人まで	4	2
9人から11人まで	6	3
12人以上	8	4

イ ラジオ放送

届出候補者の数	回 数	
	NHK	基幹放送事業者
1人又は2人	1	1
3人から5人まで	1	2
6人から8人まで	2	4
9人から11人まで	3	6
12人以上	4	8

ウ ラジオ放送の基幹放送事業者の分担

放送回数	ニッポン放送	TBSラジオ	文化放送
1	1		
2	1	1	
4	1	1	2
6	2	2	2
8	3	3	2

(3) 放送時間 1回につき9分以内

(4) 放送日時及び放送順序

ア 日 時 NHK及び基幹放送事業者の定めるところによる。

イ 順 序 東京都選挙管理委員会がくじで定める。

ウ くじの日時及び場所

日 時 令和3年10月19日(火)午後7時

場 所 東京都選挙管理委員会室

(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北塔40階、以下同じ)

(5) 申し込み

各実施放送局の定めるところによる。

8 経歴放送

衆議院(小選挙区選出)議員選挙

(1) 放送回数等

ア テレビジョン放送 NHK 1回

イ ラジオ放送 NHK 10回

- (2) 放送時間 1回につき、30秒以内
- (3) 放送日時及び放送順序
 - ア 日時 NHKの定めるところによる。
 - イ 順序 選挙公報の掲載順序と同じ。

9 ポスター掲示場の設置

衆議院（小選挙区選出）議員選挙の候補者用

- (1) 設置数 14, 263か所（予定）
（投票区ごとに5～10か所設置する。）
- (2) 設置時期 令和3年10月19日（公示日）からポスターを掲示できるように、あらかじめ設置する。
- (3) 設置場所
各区市町村選挙管理委員会の定める場所

10 選挙公報の発行

(1) 衆議院（小選挙区選出）議員選挙

- ア 掲載申請期限 令和3年10月19日（火）午後5時まで
- イ 申請受付場所 別表2「候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所」（22頁）のとおり
- ウ 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
 - 日時 令和3年10月19日（火）午後6時から
 - 場所 東京都選挙管理委員会室
- エ 配布方法
10月29日（金）までに各区市町村選挙管理委員会が各戸配布等により各世帯に配布する。

(2) 衆議院（比例代表選出）議員選挙

- ア 掲載文の写しの受領
掲載申請締切日（10月19日）後、中央選挙管理会が作成する「掲載文の写し」を受領する。
- イ 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
 - 日時 令和3年10月20日（水）午後6時から
 - 場所 東京都選挙管理委員会室
- ウ 配布方法
10月29日（金）までに各区市町村選挙管理委員会が各戸配布等により各世帯に配布する。

11 衆議院名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序を定めるくじ

日 時 令和3年10月19日（火）午後6時

場 所 東京都選挙管理委員会事務局

12 投票用紙の様式等

(1) 様 式

	衆議院（小選挙区選出）議員選挙	衆議院（比例代表選出）議員選挙
大 き さ	縦 128mm × 横 80mm (点字投票用紙 縦 140mm × 横 80mm)	
体 裁	片面印刷	
用 紙 の 色	あさぎ色	ピンク色
文 字 等 の 色	黒	
委 員 会 の 印	黒色（刷込み式）	
点 字 の 表 示 (選 挙 名 の 上)	シューギインショーセンキョク	シューギインヒレイダイヒョー

(2) 投票の順序等

投票は、衆議院（小選挙区選出）議員選挙を先に行い、衆議院（比例代表選出）議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を後に行うことを原則とする。

投票用紙は、投票の順序に従い交付する（衆議院（比例代表選出）議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙は同時に交付する。）。

13 投票日時等

(1) 投票日及び投票時間

令和3年10月31日（日）午前7時から午後8時まで

(2) 期日前投票及び不在者投票の申請受付期間

令和3年10月20日（水）から10月30日（土）まで

※ 郵便等投票による不在者投票の申請受付は10月27日（水）まで

(3) 繰上投票を行う投票区及び投票日

投票区 小笠原村第二投票区（母島）

投票日 令和3年10月30日（土）

(4) 投票所開閉時間の繰り上げを行う投票区

ア 檜原村

- ① 投票区 村内全8投票区
- ② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)

イ 奥多摩町

- ① 投票区 町内全12投票区
- ② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)

ウ 新島村

- ① 投票区 村内全3投票区
- ② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)

エ 三宅村

- ① 投票区 村内全5投票区
- ② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)

オ 御蔵島村

- ① 投票区 村内全1投票区
- ② 投票時間 午前7時から午後7時まで(1時間繰り上げ)

(5) 投票所及び期日前投票所の場所

各区市町村選挙管理委員会の定める場所

14 開票日時等

(1) 日 時

令和3年10月31日(日)午後9時までに開始する。

(2) 場 所

各区市町村選挙管理委員会の定める場所

15 選挙会及び選挙分会等

(1) 選挙立会人

ア 届出期限及び届出先

期 限 令和3年10月28日(木)午後5時

届出先 ① 衆議院(小選挙区選出)議員選挙
各選挙長の定める場所(別表2「候補者等が選挙長又は
東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所」
(22頁)のとおり)

② 衆議院(比例代表選出)議員選挙
東京都選挙管理委員会事務局

イ 選任のくじを行う日時及び場所

① 衆議院(小選挙区選出)議員選挙

各選挙長が告示する日時及び場所

② 衆議院（比例代表選出）議員選挙

日 時 令和3年10月29日（金）午前10時

場 所 東京都選挙管理委員会室

(2) 選挙会の日時及び場所

別表3「選挙会の日時及び場所」（24頁）のとおり

(3) 当選証書の付与等

ア 当選人の告示及び当選人への告知 令和3年11月3日（水）

イ 当選証書付与の日時 令和3年11月3日（水）午前10時30分

ウ 当選証書付与の場所 東京都庁第一本庁舎内

(4) 選挙分会

ア 日 時 令和3年11月2日（火）午後2時

イ 場 所 東京都選挙管理委員会室

ウ 選挙分会終了後、衆議院（比例代表選出）議員選挙選挙長へ結果報告を
する。

16 告示の方法

東京都公報により行う。ただし、東京都公報によらない場合は、東京都庁本庁舎掲示板に掲示し、また、選挙長のする告示は、その事務を行う場所の前の掲示板又は公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第4 その他

1 選挙の規模

	今回（令和3年10月31日）	前回（平成29年10月22日）
選挙人名簿登録者数	11,516,000人（推定）	11,302,391人
在外選挙人名簿登録者数	25,000人（推定）	24,982人
投票区数	1,868か所（予定）	1,869か所
開票区数	79か所	79か所
ポスター掲示場数	14,263か所（予定）	14,224か所
期日前投票所数	308か所（予定）	296か所

※分割17区市はそれぞれ2開票区となるため、開票区数は79か所となる。

2 主要事務日程表

別表4「衆議院議員選挙主要事務日程」（26頁）のとおり

II 最高裁判所裁判官国民審査

第1 審査の期日

- 1 告示日 令和3年10月19日（火）
- 2 審査期日（投票日） 令和3年10月31日（日）

第2 執行要領

1 東京都審査分会長及び同職務代理者

審査分会長 さわの まさあき 澤野 正明（東京都選挙管理委員会委員長）

同職務代理者 いがらし ただし 五十嵐 正（東京都選挙管理委員会委員長職務代理）

2 裁判官の氏名等の掲示

審査に付される裁判官の氏名等の掲示を、10月20日（水）から同月31日（日）（審査期日）までの間、1投票区につき1か所以上行う。

ただし、審査予定裁判官の通知から4日以内に審査の告示があった場合は、10月24日（日）から行う。

3 審査公報の発行

(1) 掲載文の写しの受領

掲載申請締切日（10月19日）後、中央選挙管理会が作成する「掲載文の写し」を受領する。

(2) 掲載順序

掲載順序は、審査に付される裁判官の氏名の告示の順序による。

(3) 配布方法

10月29日（金）までに衆議院議員選挙の選挙公報に準じて配布する。

4 投票用紙の様式等

(1) 様 式

大 き さ	縦128mm×横80mm (点字は縦140mm×横160mm)
体 裁	両面印刷
用 紙 の 色	うぐいす色
文 字 等 の 色	黒
委 員 会 の 印	黒色 (刷込み式)
点 字 の 表 示 (投 票 名 の 上)	コクミンシンサ

5 投票日時等

(1) 投票日及び投票時間

令和3年10月31日(日) 午前7時から午後8時まで

(2) 期日前投票及び不在者投票の申請受付期間

令和3年10月20日(水) から10月30日(土) まで

※ 審査予定裁判官の通知から4日以内に審査の告示があった場合は、10月24日(日) から10月30日(土) まで

※ 郵便等投票による不在者投票の申請受付は10月27日(水) まで

(3) 繰上投票を行う投票区及び投票日

投票区 小笠原村第二投票区(母島)

投票日 令和3年10月30日(土)

(4) 投票所開閉時間の繰り上げを行う投票区

ア 檜原村

① 投票区 村内全8投票区

② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)

イ 奥多摩町

① 投票区 町内全12投票区

② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)

ウ 新島村

① 投票区 村内全3投票区

② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)

エ 三宅村

① 投票区 村内全5投票区

② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)

オ 御蔵島村

① 投票区 村内全1投票区

- ② 投票時間 午前7時から午後7時まで（1時間繰り上げ）
- (5) 投票所及び期日前投票所の場所
各区市町村選挙管理委員会の定める場所

6 開票日時等

- (1) 日 時 令和3年10月31日（日）午後9時までに開始する。
- (2) 場 所 各区市町村選挙管理委員会の定める場所

7 東京都審査分会

- (1) 日 時 令和3年11月2日（火）午後2時30分
- (2) 場 所 東京都選挙管理委員会室（審査分会終了後、審査長へ結果報告）

Ⅲ 啓発事業

総務省及び区市町村選挙管理委員会と連携しながら、有権者の衆議院議員選挙への関心を高めるとともに投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行う。

	事業	概要	実施予定
1	インターネットホームページ等による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特設ホームページによる投票日の周知、投票参加の呼びかけ並びに情報提供 ・ 選挙公報データの掲載 ・ 候補者、政党等の情報の提供形態の充実（読み上げソフト対応データ、選挙公報音声データ掲載等） ・ 投票所における新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供 ・ 特例郵便等投票制度の周知 	10月中旬 ～10月31日
2	Twitter広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票日の周知及びホームページへの誘導を図る 	10月中旬 ～10月31日
3	デジタル環境を活用した周知施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全世代をターゲットにしたWeb記事広告 ・ インターネット検索サイトへの広告掲出 	10月中旬 ～10月31日
4	啓発資材の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発資材を作成し、東京都及び区市町村にて配布 	10月中旬 ～10月31日
5	横断幕の掲出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都民広場に掲出 	10月中旬 ～10月31日
6	ポスターの掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都及び区市町村庁舎等に掲示 ・ 都内教育機関へ配布 	10月中旬 ～10月31日

7	広告媒体への掲出	<ul style="list-style-type: none"> ・映画館上映前の動画広告 ・交通広告 	10月中旬 ～10月31日
8	データ放送	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者等向けに、選挙に関する情報をデータ放送によりテレビ画面及びWebサイトに表示 	10月中旬 ～10月31日
9	点字版・音声版「選挙のお知らせ」の配布等	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報点字版・音声版の「選挙のお知らせ」を作成配布 ・音声版は特設ホームページにも掲載 	10月中旬 ～10月31日
10	区市町村選挙管理委員会による啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい選挙推進協議会や明るい選挙推進委員の協力のもと周知を実施 ・地域における各種チャンネル（町内会、各種会合、出張所への掲示等）を有効活用 ・防災無線や広報車での放送による投票参加の呼びかけ ・区市町村の状況に応じた取組の実施 	10月中旬 ～10月31日
11	世論調査	<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院議員選挙に対する意識・関心や投票行動、啓発媒体との接触状況等を調査し、選挙の管理執行や選挙啓発の参考資料とする。 	11月以降
12	年代別投票行動調査	<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院議員選挙における年代別投票率を調査・集計し、選挙事務の参考資料とする。 	11月以降

※上記事業については、変更する場合もあり得る。

IV 速報体制

第1 立候補状況速報

1 事前情報資料の提供

届出書類事前審査終了者名簿を報道機関に提供する。

2 立候補届出状況資料の提供

公示日に立候補届出状況資料を報道機関に提供する。

第2 投票速報

(小) 衆議院小選挙区

時間別投票状況発表事項一覧																	
現在時	7時	9時	10時	11時	12時	14時	15時	16時	17時	18時	19時 30分	20時	22時 15分	23時 15分	～	確定時	
発表事項	▽投票開始△	推定投票率(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小) ・中間投票状況(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小) ・中間投票状況(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小) ・中間投票状況(小)	推定投票率(小)	▼投票終了▲	確定投票状況	同 左	～	全区市町村確定投票結果(全選挙)

1 衆議院(小選挙区選出)議員選挙

(1) 推定投票率

10区市を抽出し、それらの投票率を平均して推定投票率を算出し、次のとおり発表する。

ア 発表時刻

各現在時(9時、10時、11時、12時、14時、15時、16時、17時、18時、19時30分)から概ね20分後

イ 発表事項

推定投票率（男、女、平均）、前回推定投票率（平均）（12 時、15 時、18 時は前回推定投票率及び前回投票率を発表）

(2) 中間投票状況

全区市町村の投票状況を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

各現在時（12 時、15 時、18 時）から概ね 60 分後

イ 発表事項

当日有権者数（7 時現在）、投票者数（男、女、計）、投票率（男、女、平均）、前回投票率（男、女、平均）

ウ 発表単位

都計、区部計、市部計、郡部計、島部計、支庁別、区市町村別、選挙区別、開票区別

(3) 確定投票結果

全区市町村の確定投票状況を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

20 時現在の確定投票状況を 22 時 15 分から 60 分おきに全区市町村が確定するまで

イ 発表事項

当日有権者数（20 時現在）、投票者数（男、女、計）、棄権者数（男、女、計）、投票率（男、女、平均）、前回投票率（男、女、平均）

ウ 発表単位

中間投票状況に同じ

2 衆議院（比例代表選出）議員選挙

(1) 確定投票結果

全区市町村の確定投票結果を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

全区市町村確定時から概ね 60 分後

イ 発表事項

衆議院（小選挙区選出）議員選挙に同じ

ウ 発表単位

都計、区部計、市部計、郡部計、島部計、支庁別、区市町村別、開票区別

3 最高裁判所裁判官国民審査

(1) 確定投票結果

全区市町村の確定投票結果を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

全区市町村確定時から概ね 60 分後

イ 発表事項

衆議院（小選挙区選出）議員選挙に同じ

ウ 発表単位

衆議院（比例代表選出）議員選挙に同じ

第 3 開票速報

(小) 衆議院小選挙区 (比) 衆議院比例代表

時間別開票状況発表事項一覧														
現在時	～	21 時	21 時 30 分	22 時	22 時 30 分	23 時	23 時 15 分	23 時 30 分	0 時	0 時 15 分	0 時 30 分	～	確定時	
発表事項	▽開票開始△	～	開票開始	中間開票状況(小)	中間開票状況(小)	中間開票状況(小)	中間開票状況(小)	中間開票状況(比)	中間開票状況(小)	中間開票状況(小)	中間開票状況(比)	中間開票状況(小)	～	確定開票結果(全選挙)

1 衆議院（小選挙区選出）議員選挙

(1) 中間開票状況

全区市町村が確定するまで次のとおり発表する。

ア 発表時刻

各現在時（21 時 30 分から 30 分おきに）から概ね 30 分後

イ 発表事項

候補者別得票数（届出順）、得票合計、残票数、開票率

ウ 発表単位

選挙区別、開票区別

(2) 確定開票結果

全区市町村の確定開票結果を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

全区市町村確定から概ね 60 分後

イ 発表事項

- (ア) 候補者別得票数（届出順）、得票合計
- (イ) 開票結果内訳（得票総数、按分切捨票数、属さない票数、有効投票数、無効投票数、投票総数、持ち帰り票数、不受理票数、投票者数、無効投票率）
- (ウ) 届出政党等別、新前元別当選人数
- (エ) 届出政党等別得票率

ウ 発表単位

- (ア) 候補者別得票数は中間開票状況に同じ
- (イ) 開票結果内訳は都計、区部計、市部計、郡部計、島部計、支庁別、区市町村別、選挙区別、開票区別
- (ウ) 届出政党等別当選人数は選挙区別
- (エ) 届出政党等別得票数は開票結果内訳に同じ

2 衆議院（比例代表選出）議員選挙

(1) 中間開票状況

全区市町村が確定するまで次のとおり発表する。

ア 発表時刻

各現在時（23時15分から60分おきに）から概ね30分後

イ 発表事項

各政党等の得票数（届出順）、得票合計、残票数、開票率

ウ 発表単位

都計、区部計、市部計、郡部計、島部計、支庁別、区市町村別、開票区別

(2) 確定開票結果

全区市町村の確定開票結果を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

全区市町村確定から概ね60分後

イ 発表事項

- (ア) 届出政党等別得票数（届出順）、得票合計
- (イ) 開票結果内訳（得票総数、按分切捨票数、属さない票数、有効投票数、無効投票数、投票総数、持ち帰り票数、不受理票数、投票者数、無効投票率）
- (ウ) 届出政党等別得票率

ウ 発表単位

中間開票状況に同じ

3 最高裁判所裁判官国民審査

(1) 確定開票結果

全区市町村の確定開票結果を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

全区市町村確定から概ね 40 分後

イ 発表事項

(ア) 各裁判官の罷免を可とする数、可としない数、記載無効数

(イ) 開票結果内訳（有効投票数、無効投票数、投票総数、持ち帰り票数、
不受理票数、投票者数、無効投票率）

ウ 発表単位

衆議院（比例代表選出）議員選挙に同じ

別表1 選挙長及び同職務代理者

選挙区	選挙長	職名	選挙長職務代理	職名
第1区	しまだ ゆきお 島田幸雄	港区選挙管理委員会委員長	さとう のぶひろ 佐藤伸弘	港区選挙管理委員会委員長職務代理
第2区	じつかわ とし たか 実川利隆	台東区選挙管理委員会委員長	おおたき ぎ けい 大多喜義慶	台東区選挙管理委員会委員
第3区	ほん ま たかし 本間隆	品川区選挙管理委員会委員長	つか もと とし みつ 塚本利光	品川区選挙管理委員会委員長職務代理
第4区	あん どう みつる 安藤充	大田区選挙管理委員会委員長	なか やま むつ お 中山六男	大田区選挙管理委員会委員
第5区	なか じま こ 中島みち子	目黒区選挙管理委員会委員長	いの うえ まさ かず 井上正和	目黒区選挙管理委員会委員長職務代理
第6区	やま うち あきら 山内彰	世田谷区選挙管理委員会委員長	おか べ けん いち 岡部健一	世田谷区選挙管理委員会委員
第7区	ひろ せ まこと 廣瀬誠	渋谷区選挙管理委員会委員長	おお さわ てい こ 大澤禎子	渋谷区選挙管理委員会委員長職務代理
第8区	よ かわ ゆき お 典川幸男	杉並区選挙管理委員会委員	うめ だ ひさ え 梅田久恵	杉並区選挙管理委員会委員長職務代理
第9区	もと は まさ とし 本橋正壽	練馬区選挙管理委員会委員長	おそのえ ひろ ゆき 小園江博之	練馬区選挙管理委員会委員
第10区	たか の ひで のり 高 埜秀典	豊島区選挙管理委員会委員長	この しま すみ こ 此島澄子	豊島区選挙管理委員会委員長職務代理
第11区	きく た じゅんいち 菊田順一	板橋区選挙管理委員会委員長	ふ わ こう いち 不破光一	板橋区選挙管理委員会委員
第12区	い び しょう きち 揖斐正吉	北区選挙管理委員会委員長	やす だ かつ ひ 安田勝彦	北区選挙管理委員会委員長職務代理
第13区	はり や みき お 針谷幹夫	足立区選挙管理委員会委員長	かも した み の る 鴨下稔	足立区選挙管理委員会委員
第14区	ひろ た みち お 広田充男	墨田区選挙管理委員会委員長	わく い ひで ゆき 浦井秀行	墨田区選挙管理委員会委員長職務代理
第15区	うえ むら のり ゆき 植村典侷	江東区選挙管理委員会委員長	こ にし のり こ 小西典子	江東区選挙管理委員会委員長職務代理
第16区	あし だ しげ かず 芦田しげかず	江戸川区選挙管理委員会委員長	かね だ たけ お 金田建夫	江戸川区選挙管理委員会委員
第17区	あら い しょう いち 荒井彰一	葛飾区選挙管理委員会委員長	おお つか ちか お 大塚周夫	葛飾区選挙管理委員会委員長職務代理
第18区	いけ だ さち こ 池田祥子	小金井市選挙管理委員会委員長	い づか のぶ お 井塚忍男	小金井市選挙管理委員会委員長職務代理
第19区	やま ぐち まさる 山 口 勝	小平市選挙管理委員会委員長	なが た まさ ひろ 永田政弘	小平市選挙管理委員会委員長職務代理
第20区	しおのや とし え 塩野谷敏江	東久留米市選挙管理委員会委員長	すが ぬま のり こ 菅沼法子	東久留米市選挙管理委員会委員長職務代理
第21区	う づき へい きち 卯月平吉	立川市選挙管理委員会委員長	はせがわ あきら 長谷川 朗	立川市選挙管理委員会委員長職務代理
第22区	おおくぼ こう ぞう 大久保幸藏	狛江市選挙管理委員会委員長	よこ もり しょう じ 横森正治	狛江市選挙管理委員会委員長職務代理
第23区	しの ぎさ あい じ 篠崎愛治	町田市選挙管理委員会委員長	いの うえ まさ ゆき 井上正行	町田市選挙管理委員会委員長職務代理
第24区	こ じま とし ゆき 小島敏行	八王子市選挙管理委員会委員長	さい ごう しげ と 西郷重人	八王子市選挙管理委員会委員
第25区	かわ なべ のぶ お 川鍋信夫	青梅市選挙管理委員会委員長	ね もと ます お 根本太夫	青梅市選挙管理委員会委員長職務代理

別表2 候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所

選挙区	公 示 日 の 午 前 中	公 示 日 の 午 後 及 び 翌 日 以 降
第1区	午前10時まで 港区役所9階911～913会議室 港区芝公園一丁目5番25号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	港区選挙管理委員会事務局 港区芝公園一丁目5番25号
第2区	午前10時まで 台東区役所10階1002・1003会議室 台東区東上野四丁目5番6号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	台東区選挙管理委員会事務局 台東区東上野四丁目5番6号
第3区	午前10時まで 品川区役所第二庁舎5階253会議室 品川区広町二丁目1番36号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	品川区選挙管理委員会事務局 品川区広町二丁目1番36号 品川区役所第二庁舎6階
第4区	午前10時まで 大田区役所本庁舎11階第5・第6委員会室 大田区蒲田五丁目13番14号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	大田区選挙管理委員会事務局 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所本庁舎9階
第5区	午前9時30分まで 目黒区総合庁舎地下1階第18会議室 目黒区上目黒二丁目19番15号 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	目黒区選挙管理委員会事務局 目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎別館9階
第6区	午前9時まで 世田谷区役所第一庁舎5階庁議室 世田谷区世田谷四丁目21番27号 午前9時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	世田谷区選挙管理委員会事務局 世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区役所第一庁舎5階
第7区	午前9時30分まで 渋谷区役所本庁舎8階809会議室 渋谷区宇田川町1番1号 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	渋谷区選挙管理委員会事務局 渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所本庁舎15階
第8区	午前10時まで 杉並区役所西棟6階第5・6会議室 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	杉並区選挙管理委員会事務局 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 杉並区役所西棟8階
第9区	午前10時まで 練馬区役所本庁舎19階1902会議室 練馬区豊玉北六丁目12番1号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	練馬区選挙管理委員会事務局 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎16階
第10区	午前10時まで 豊島区役所本庁舎8階807・808会議室 豊島区南池袋二丁目45番1号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	豊島区選挙管理委員会事務局 豊島区南池袋二丁目45番1号 豊島区役所本庁舎8階
第11区	午前9時30分まで 板橋区役所北館9階大会議室 板橋区板橋二丁目66番1号 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	板橋区選挙管理委員会事務局 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所本庁舎北館7階
第12区	午前12時まで 北区役所滝野川分庁舎1階大会議室 北区滝野川二丁目52番10号 午前12時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	北区選挙管理委員会事務局 北区滝野川二丁目52番10号 北区役所滝野川分庁舎3階
第13区	午前9時30分まで 足立区役所南館13階大会議室 足立区中央本町一丁目17番1号 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	足立区選挙管理委員会事務局 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所南館6階
第14区	午前10時まで 墨田区役所13階131会議室 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	墨田区選挙管理委員会事務局 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所12階

別表2 候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所

選挙区	公 示 日 の 午 前 中	公 示 日 の 午 後 及 び 翌 日 以 降
第15区	午前10時まで 江東区役所本庁舎7階第73会議室 江東区東陽四丁目11番28号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	江東区選挙管理委員会事務局 江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所本庁舎7階
第16区	午前9時30分まで 江戸川区役所南棟5階502会議室 江戸川区中央一丁目4番1号 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目4番1号 江戸川区役所西棟5階
第17区	午前9時まで 葛飾区役所新館7階706会議室 葛飾区立石五丁目13番1号 午前9時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	葛飾区選挙管理委員会事務局 葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区役所本館4階
第18区	午前10時まで 小金井市役所第二庁舎8階801会議室 小金井市前原町三丁目41番15号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	小金井市選挙管理委員会事務局 小金井市前原町三丁目41番15号 小金井市役所第二庁舎6階
第19区	午前10時まで 小平市健康センター4階視聴覚室 小平市学園東町一丁目19番12号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	小平市健康センター4階会議室 小平市学園東町一丁目19番12号
第20区	午前9時30分まで 東久留米市役所7階701会議室 東久留米市本町三丁目3番1号 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	東久留米市選挙管理委員会事務局 東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所7階
第21区	午前12時まで 立川市役所本庁舎1階101会議室 立川市泉町1156番地の9 午前12時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	立川市選挙管理委員会事務局 立川市泉町1156番地の9 立川市役所本庁舎1階
第22区	午前10時まで 狛江市中央公民館地下1階ホール 狛江市和泉本町一丁目1番5号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	狛江市選挙管理委員会事務局 狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市役所3階
第23区	午前10時まで 町田市庁舎3階会議室3-2・3-3 町田市森野二丁目2番22号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	町田市選挙管理委員会事務局 町田市森野二丁目2番22号 町田市庁舎9階
第24区	午前12時まで 八王子市役所本庁舎8階801会議室 八王子市元本郷町三丁目24番1号 午前12時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	八王子市選挙管理委員会事務局 八王子市元本郷町三丁目24番1号
第25区	午前10時まで 青梅市役所2階204～206会議室 青梅市東青梅一丁目11番地の1 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	青梅市選挙管理委員会事務局 青梅市東青梅一丁目11番地の1 青梅市役所6階

別表3 選挙会の日時及び場所

選挙区名	開始日時	場 所	所 在 地
第1区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	港区役所 11階 選挙管理委員会室	港区芝公園一丁目5番25号
第2区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	台東区役所 10階 1001会議室	台東区東上野四丁目5番6号
第3区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	品川区役所第二庁舎 6階 選挙管理委員会室	品川区広町二丁目1番36号
第4区	令和3年10月31日(日) 午後9時00分	大森スポーツセンター	大田区大森本町二丁目2番5号
第5区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	目黒区総合庁舎別館 9階 選挙管理委員会室	目黒区上目黒二丁目19番15号
第6区	令和3年10月31日(日) 午後9時00分	世田谷区立 総合運動場体育館	世田谷区大蔵四丁目6番1号
第7区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	渋谷区役所本庁舎 8階 809会議室	渋谷区宇田川町1番1号
第8区	令和3年10月31日(日) 午後8時30分	杉並区荻窪体育館	杉並区荻窪三丁目47番2号
第9区	令和3年10月31日(日) 午後8時40分	練馬区立光が丘体育館	練馬区光が丘四丁目1番4号
第10区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	豊島区役所本庁舎 8階 807・808会議室	豊島区南池袋二丁目45番1号
第11区	令和3年10月31日(日) 午後8時50分	板橋区立上板橋体育館	板橋区桜川一丁目3番1号
第12区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	北区役所滝野川分庁舎 4階 会議室	北区滝野川二丁目52番10号
第13区	令和3年10月31日(日) 午後8時50分	足立区総合スポーツセン ター大体育室	足立区東保木間二丁目27番1号
第14区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	墨田区役所 13階 131会議室	墨田区吾妻橋一丁目23番20号

選挙区名	開始日時	場 所	所 在 地
第15区	令和3年10月31日(日) 午後8時50分	江東区スポーツ会館 3階 大体育室	江東区北砂一丁目2番9号
第16区	令和3年10月31日(日) 午後9時00分	江戸川区総合体育館 2階 主競技場	江戸川区松本一丁目35番地1号
第17区	令和3年11月2日(火) 午前9時00分	葛飾区役所新館 7階 701会議室	葛飾区立石五丁目13番1号
第18区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	小金井市役所第二庁舎 8階 801会議室	小金井市前原町三丁目41番15号
第19区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	小平市健康センター 4階 視聴覚室	小平市学園東町一丁目19番12号
第20区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	東久留米市役所 7階 704会議室	東久留米市本町三丁目3番1号
第21区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	立川市役所本庁舎 1階 101会議室	立川市泉町1156番地の9
第22区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	狛江市役所 3階 第二委員会室	狛江市和泉本町一丁目1番5号
第23区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	町田市庁舎 3階 会議室3-2・3-3	町田市森野二丁目2番22号
第24区	令和3年10月31日(日) 午後9時00分	八王子市富士森体育館	八王子市台町二丁目3番7号
第25区	令和3年11月2日(火) 午前10時00分	青梅市役所 2階 204・205事務室	青梅市東青梅一丁目11番地の1

別表4 衆議院議員選挙主要事務日程

月日	曜日	選挙期日より	衆議院(小選挙区選出)議員選挙	衆議院(比例代表選出)議員選挙
10月8日	金	前 23	事務説明会 (オンライン会議)	
10月12日	火	19	立候補届出事前審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">衆議院解散</div>	
10月13日	水	18		
10月14日	木	17		
10月15日	金	16		
10月18日	月	13	選挙人名簿登録基準日・登録日(選挙時登録)	
10月19日	火	12	選挙期日の公示・諸告示	
			立候補届出受付	(立候補届出受付)
			選挙公報掲載申請期限	(選挙公報掲載申請期限)
			選挙公報の掲載順序を定めるくじ	
			政見放送申込期限	
			政見放送の順序を定めるくじ	
			氏名等掲示の順序を定めるくじ	政党名称等掲示の順序を定めるくじ
10月20日	水	11	期日前投票・不在者投票開始(最高裁判所裁判官国民審査を含む。)	
				選挙公報の掲載順序を定めるくじ
10月21日	木	10	個人演説会(公営施設利用)開始	政党等演説会(公営施設利用)開始
			政党演説会(公営施設利用)開始	
10月27日	水	4	郵便による不在者投票の投票用紙等請求期限	
10月28日	木	3	開票立会人・選挙立会人届出期限	
			選挙立会人選任のくじ	
10月29日	金	2		選挙分会立会人選任のくじ
			選挙公報(審査公報)配布期限	
10月30日	土	1	期日前投票・不在者投票の期限	
			小笠原村第2投票区(母島)繰上投票	
10月31日	日	0	投・開票日	
			選挙会(合区以外の区)	
11月2日	火	後 2	選挙会(合区)	選挙分会(審査分会)
11月3日	水	3	当選人告知・告示	
			当選証書付与	
11月15日	月	15	収支報告書提出期限	
11月30日	火	30	選挙の効力に関する訴訟提起期限(選挙の日から30日)	
12月3日	金	33	当選の効力に関する訴訟提起期限(当選人告示日から30日)	

[参考資料]衆議院議員選挙執行一覧

回数	選挙執行 年 月 日 (曜 日)	天 候	解 散 日 公 示 日	候補者数	当日有権者数	投票率 (%)	審査を受けた 裁判官の数
22	昭21. 4. 10 (水)	曇	20. 12. 18 21. 3. 11	253(12)	2,033,319	66.45	—
23	昭22. 4. 25 (金)	曇	22. 3. 31 22. 3. 31	148(7)	2,640,431	60.38	—
24	昭24. 1. 23 (日)	快晴	23. 12. 23 23. 12. 27	103(6)	3,042,919	61.64	14
25	昭27. 10. 1 (水)	曇	27. 8. 28 27. 9. 5	94(5)	4,024,951	62.23	5
26	昭28. 4. 19 (日)	晴のち曇	28. 3. 14 28. 3. 24	76(3)	4,010,898	61.89	—
27	昭30. 2. 27 (日)	曇のち雨	30. 1. 24 30. 2. 1	82(6)	4,558,168	66.35	1
28	昭33. 5. 22 (木)	快晴	33. 4. 25 33. 5. 1	75(5)	4,959,567	69.74	5
29	昭35. 11. 20 (日)	晴	35. 10. 24 35. 10. 30	87(6)	5,309,305	63.42	8
30	昭38. 11. 21 (木)	晴	38. 10. 23 38. 10. 31	119(9)	6,185,281	60.06	9
31	昭42. 1. 29 (日)	雨のち曇	41. 12. 27 42. 1. 8	95(8)	7,455,897	64.23	7
32	昭44. 12. 27 (土)	曇	44. 12. 2 44. 12. 7	97(11)	7,908,022	56.35	4
33	昭47. 12. 10 (日)	曇	47. 11. 13 47. 11. 20	80(6)	8,128,335	62.23	7
34	昭51. 12. 5 (日)	晴	任 期 満 了 51. 11. 15	79(4)	8,162,204	64.55	10
35	昭54. 10. 7 (日)	雨	54. 9. 7 54. 9. 17	84(5)	8,165,344	53.19	8
36	昭55. 6. 22 (日)	晴	55. 5. 19 55. 6. 2	75(7)	8,206,811	67.49	4
37	昭58. 12. 18 (日)	晴	58. 11. 28 58. 12. 3	85(4)	8,478,697	59.00	6
38	昭61. 7. 6 (日)	曇	61. 6. 2 61. 6. 21	70(5)	8,727,389	61.11	10
39	平 2. 2. 18 (日)	晴	2. 1. 24 2. 2. 3	127(24)	9,032,809	65.55	8
40	平 5. 7. 18 (日)	雨のち曇	5. 6. 18 5. 7. 4	114(13)	9,309,932	60.21	9
41	平 8. 10. 20 (日)	晴	8. 9. 27 8. 10. 8	125(17)	9,466,735	56.54	9
42	平12. 6. 25 (日)	雨のち曇	12. 6. 2 12. 6. 13	117(12)	9,748,419	60.46	9
43	平15. 11. 9 (日)	曇のち雨	15. 10. 10 15. 10. 28	93(12)	10,074,352	58.35	9
44	平17. 9. 11 (日)	曇一時雷雨	17. 8. 8 17. 8. 30	84(11)	10,242,560	65.59	6
45	平21. 8. 30 (日)	雨時々曇	21. 7. 21 21. 8. 18	110(18)	10,601,391	66.37	9
46	平24. 12. 16 (日)	晴	24. 11. 16 24. 12. 4	134(22)	10,720,874	62.20	10
47	平26. 12. 14 (日)	晴のち雪	26. 11. 21 26. 12. 2	97(20)	10,850,600	54.36	5
48	平29. 10. 22 (日)	大雨	29. 9. 28 29. 10. 10	97(22)	11,276,090	53.64	7

※ 候補者数の()内数字は女性の数(内数)

衆議院（小選挙区選出）議員選挙 選挙区

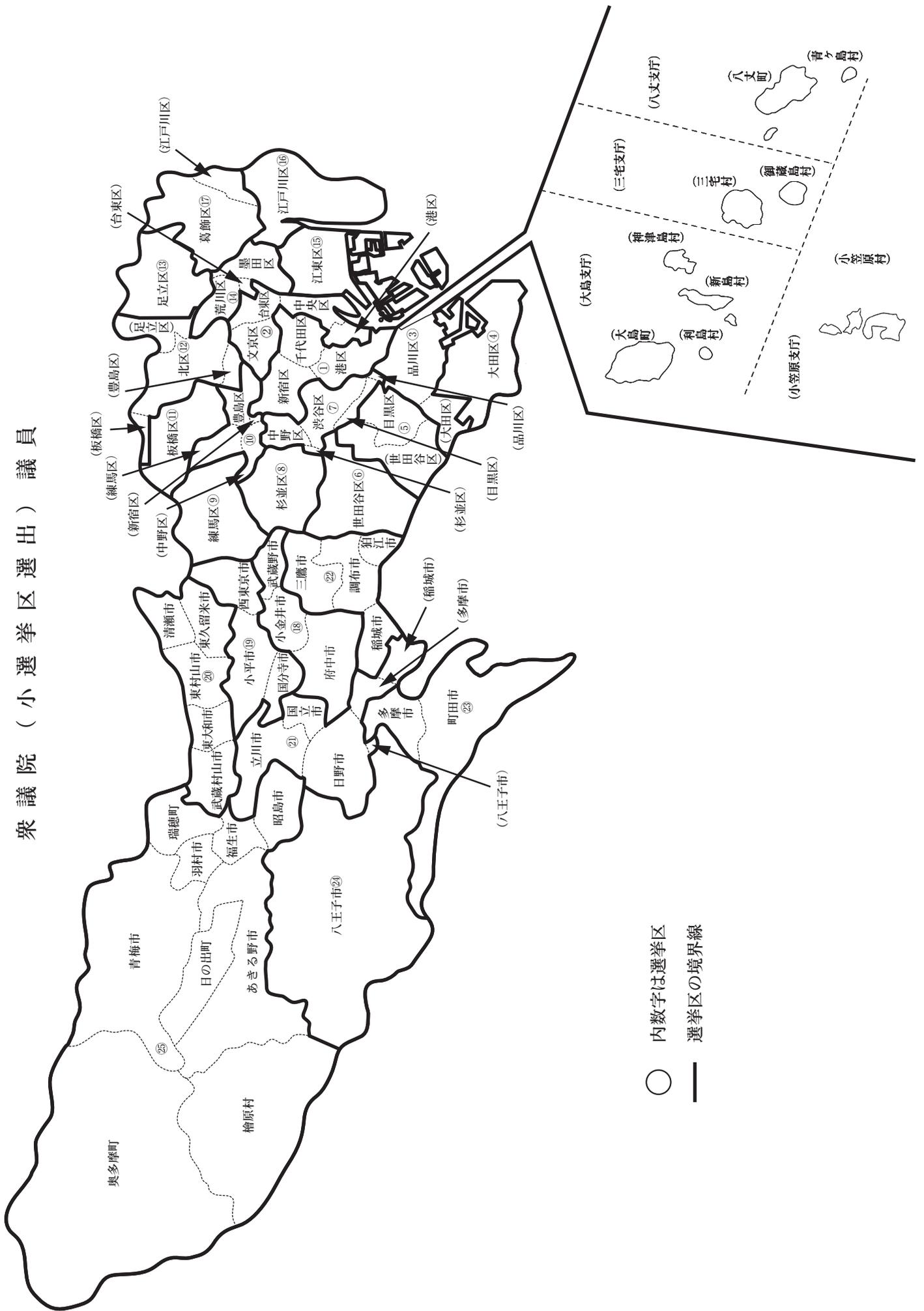
選挙区	区 域	選挙区	区 域
第1区	・千代田区 ・港区 港区芝地区総合支所管内（芝五丁目、三田一丁目、三田二丁目及び三田三丁目に属する区域に限る。） 港区麻布地区総合支所管内 港区赤坂地区総合支所管内 港区高輪地区総合支所管内 港区芝浦港南地区総合支所管内（芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、海岸二丁目及び海岸三丁目（一番から三番まで、十四番から十九番まで及び二十二番から三十番までに限る。）に属する区域を除く。） ・新宿区 本庁管内 新宿区四谷特別出張所管内 新宿区笹筒町特別出張所管内 新宿区榎町特別出張所管内 新宿区若松町特別出張所管内 新宿区大久保特別出張所管内 新宿区戸塚特別出張所管内 新宿区落合第一特別出張所管内（下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、中落合二丁目、高田馬場三丁目） 新宿区柏木特別出張所管内 新宿区角筈特別出張所管内		目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸三丁目、根岸四丁目、根岸五丁目、入谷一丁目（四番から八番まで、十五番から二十番まで及び二十九番から三十一番までに限る。）、入谷二丁目（三十四番から三十九番までに限る。）、竜泉一丁目、竜泉二丁目、竜泉三丁目、西浅草一丁目、雷門一丁目、雷門二丁目、浅草一丁目、浅草二丁目（一番から十二番まで及び二十八番から三十五番までに限る。）、花川戸一丁目、花川戸二丁目、千束二丁目（三十三番から三十六番までに限る。）、日本堤二丁目（三十六番から三十九番までに限る。）、三ノ輪一丁目、三ノ輪二丁目、池之端一丁目、池之端二丁目、池之端三丁目、池之端四丁目、上野公園、上野桜木一丁目、上野桜木二丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、谷中六丁目、谷中七丁目
		第3区	・品川区 品川区品川第一地域センター管内 品川区品川第二地域センター管内 品川区大崎第一地域センター管内（東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目（一番から二十一番までに限る。）、西五反田八丁目（四番一号から四番十三号まで、五番、六番十号から六番二十三号まで、七番及び八番に限る。）、小山台一丁目、小山一丁目、荏原一丁目） 品川区大崎第二地域センター管内（西五反田六丁目及び西五反田七丁目）に属する区域を除く。） 品川区大井第一地域センター管内 品川区大井第二地域センター管内 品川区大井第三地域センター管内 品川区荏原第一地域センター管内 品川区荏原第二地域センター管内 品川区荏原第三地域センター管内 品川区荏原第四地域センター管内 品川区荏原第五地域センター管内 品川区八潮地域センター管内 ・大田区 大田区嶺町特別出張所管内 大田区田園調布特別出張所管内 大田区鶴の木特別出張所管内（鶴の木二丁目及び鶴の木三丁目）に属する区域に限る。） 大田区久が原特別出張所管内（千鳥一丁
第2区	・中央区 ・港区 第1区に属しない区域 ・文京区 ・台東区 台東一丁目、台東二丁目、台東三丁目、台東四丁目、柳橋一丁目、柳橋二丁目、浅草橋一丁目、浅草橋二丁目、浅草橋三丁目、浅草橋四丁目、浅草橋五丁目、鳥越一丁目、鳥越二丁目、蔵前一丁目、蔵前二丁目、蔵前三丁目、蔵前四丁目、小島一丁目、小島二丁目、三筋一丁目、三筋二丁目、秋葉原、上野一丁目、上野二丁目、上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目、上野六丁目、上野七丁目、東上野一丁目、東上野二丁目、東上野三丁目、東上野四丁目、東上野五丁目、元浅草一丁目、元浅草二丁目、元浅草三丁目、元浅草四丁目、寿一丁目、寿二丁目、寿三丁目、寿四丁目、駒形一丁目、駒形二丁目、北上野一丁目、北上野二丁目、下谷一丁目、下谷二丁目（一番から十二番まで、十三番六号から十三番十三号まで及び十六番から二十三番までに限る。）、下谷三丁		

選挙区	区 域	選挙区	区 域
	目及び池上三丁目に属する区域を除く。 大田区雪谷特別出張所管内 大田区千束特別出張所管内 ・大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内、小笠原支庁管内		二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、東中野一丁目、東中野二丁目、東中野四丁目、東中野五丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目（十番から六十八番までに限る。）、新井一丁目（一番から三十五番までに限る。）、新井二丁目、新井三丁目、野方一丁目、野方二丁目（一番から三十一番まで及び四十一番から六十二番までに限る。）、 ・杉並区 方南一丁目及び方南二丁目に属する区域に限る。
第4区	・大田区 第3区に属しない地域		
第5区	・目黒区 目黒区北部地区サービス事務所管内（上目黒二丁目（四十七番から四十九番までに限る。）に属する区域に限る。） 目黒区東部地区サービス事務所管内（中目黒五丁目、下目黒四丁目（二十一番から二十三番までに限る。）、下目黒五丁目（八番から三十七番までに限る。）、下目黒六丁目及び目黒本町一丁目に属する区域に限る。） 目黒区中央地区サービス事務所管内（目黒四丁目（六番から十一番までに限る。）に属する区域を除く。） 目黒区南部地区サービス事務所管内 目黒区西部地区サービス事務所管内 ・世田谷区 世田谷区池尻まちづくりセンター管内 世田谷区太子堂まちづくりセンター管内 世田谷区下馬まちづくりセンター管内 世田谷区上馬まちづくりセンター管内 世田谷区代沢まちづくりセンター管内 世田谷区奥沢まちづくりセンター管内 世田谷区九品仏まちづくりセンター管内 世田谷区等々力まちづくりセンター管内 世田谷区上野毛まちづくりセンター管内 世田谷区用賀まちづくりセンター管内 世田谷区深沢まちづくりセンター管内	第8区 第9区	・杉並区 第7区に属しない地域 ・練馬区 豊玉上二丁目、豊玉中一丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉中四丁目、豊玉南一丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、中村南一丁目、中村南二丁目、中村南三丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、中村北三丁目、中村北四丁目、練馬一丁目、練馬二丁目、練馬三丁目、練馬四丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山三丁目、向山四丁目、貫井一丁目、貫井二丁目、貫井三丁目、貫井四丁目、貫井五丁目、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目、春日町四丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松三丁目、高松四丁目、高松五丁目、高松六丁目、田柄三丁目（十四番から三十番までを除く。）、田柄五丁目（二十一番から二十八番までを除く。）、光が丘二丁目、光が丘三丁目、光が丘四丁目、光が丘五丁目、光が丘六丁目、光が丘七丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原一丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁
第6区	・世田谷区 第5区に属しない地域		
第7区	・品川区 第3区に属しない区域 ・目黒区 第5区に属しない区域 ・渋谷区 ・中野区 南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、南台五丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目、弥生町五丁目、弥生町六丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、中央一丁目、中央		

選挙区	区 域	選挙区	区 域
	目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目		・練馬区 第9区に属しない区域
		第11区	・板橋区 本庁管内（板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、相生町、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、新河岸三丁目） 東京都板橋区赤塚支所管内
第10区	・新宿区 第1区に属しない区域 ・中野区 第7区に属しない区域 ・豊島区 本庁管内（東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目、南池袋三丁目、南池袋四丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、池袋一丁目、池袋二丁目、池袋三丁目、池袋四丁目、池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、雑司が谷一丁目、雑司が谷二丁目、雑司が谷三丁目、高田一丁目、高田二丁目、高田三丁目、目白一丁目、目白二丁目、目白三丁目、目白四丁目） 豊島区東部区民事務所管内（南大塚三丁目及び東池袋五丁目に属する区域に限る。） 豊島区西部区民事務所管内		
		第12区	・豊島区 第10区に属しない区域 ・北区 ・板橋区 第11区に属しない区域 ・足立区 入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、入谷町、扇二丁目、小台一丁目、小台二丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁目、江北二丁目、江北三丁目、江北四

選挙区	区 域	選挙区	区 域
	丁目、江北五丁目、江北六丁目、江北七丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人六丁目、舎人公園、舎人町、堀之内一丁目、堀之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目	第20区	・東村山市 ・東大和市 ・清瀬市 ・東久留米市 ・武蔵村山市
第13区	・足立区 第12区に属しない区域	第21区	・八王子市 東中野及び大塚に属する区域に限る。 ・立川市 ・日野市 ・国立市 ・多摩市 関戸、関戸一丁目、関戸二丁目、関戸三丁目、関戸四丁目、関戸五丁目（一番から八番まで及び十三番から三十一番までに限る。）、連光寺、連光寺一丁目、連光寺二丁目、連光寺三丁目、連光寺四丁目、連光寺五丁目、連光寺六丁目、東寺方一丁目、一ノ宮、一ノ宮一丁目、一ノ宮二丁目、一ノ宮三丁目、一ノ宮四丁目、聖ヶ丘一丁目（一番から二十四番まで、三十五番及び四十四番に限る。）、聖ヶ丘二丁目、聖ヶ丘三丁目、聖ヶ丘四丁目、聖ヶ丘五丁目
第14区	・台東区 第2区に属しない区域 ・墨田区 ・荒川区		・稲城市 坂浜、平尾、平尾一丁目、平尾二丁目、平尾三丁目、長峰一丁目、長峰二丁目、長峰三丁目、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目
第15区	・江東区	第22区	・三鷹市 ・調布市 ・狛江市 ・稲城市 第21区に属しない区域
第16区	・江戸川区 本庁管内（中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、松江一丁目、松江二丁目、松江三丁目、松江四丁目、松江五丁目、松江六丁目、松江七丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、大杉一丁目、大杉二丁目、大杉三丁目、大杉四丁目、大杉五丁目、西一之江一丁目、西一之江二丁目、西一之江三丁目、西一之江四丁目、春江町四丁目、一之江一丁目、一之江二丁目、一之江三丁目、一之江四丁目、一之江五丁目、一之江六丁目、一之江七丁目、一之江八丁目、西瑞江四丁目、江戸川四丁目、松本一丁目、松本二丁目） 江戸川区小松川事務所管内 江戸川区葛西事務所管内 江戸川区東部事務所管内 江戸川区鹿骨事務所管内	第23区	・町田市 ・多摩市 第21区に属しない区域
第17区	・葛飾区 ・江戸川区 第16区に属しない区域	第24区	・八王子市 第21区に属しない区域
第18区	・武蔵野市 ・府中市 ・小金井市	第25区	・青梅市 ・昭島市 ・福生市 ・羽村市 ・あきる野市 ・西多摩郡
第19区	・小平市 ・国分寺市 ・西東京市		

衆議院（小選挙区選出）議員



令和3年10月31日執行

衆議院議員選挙

執行計画

最高裁判所裁判官国民審査

令和3年10月発行

令和3年度
登録番号15号

編集・発行：東京都選挙管理委員会事務局選挙課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5320-6911（直通）

印刷：東洋オフセット株式会社
東京都中央区新富二丁目10番4号
電話03-3206-8791（代）

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

